

## 高槻市がん患者のためのアピアランスケア助成事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市補助金交付規則（高槻市規則第290号）に定めるもののほか、高槻市がん患者のためのアピアランスケア助成事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この要綱は、がん治療による外見の変化を受けた方にウィッグ等や胸部補整具の購入費用の一部を助成することにより、がん治療と就労・就学など社会生活の両立を支援し、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

### (助成対象者)

第3条 高槻市がん患者のためのアピアランスケア助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、申請時点で次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 高槻市内に在住し、高槻市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) がんと診断され、治療中又は過去に治療を受けたことがある者
- (3) 助成対象のウィッグ等や胸部補整具を令和6年4月1日以降に購入した者
- (4) 過去に高槻市又は他の自治体を実施する同様の助成を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）
- (2) 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

### (助成金額等)

第4条 助成金の額は、別表のとおりとし、前条に定める対象者1人につき各区分で1回を限度に助成する。胸部補整具については、変化を受けた乳房に対し、左用と右用で各1回ずつ申請ができることとする。また、申請金額が各区分で上限に満たない場合は、当該購入実額とする。

2 助成金の交付対象となる経費は、消費税及び地方消費税を含めた購入費とし、付属品、ケア用品（クリーナー、リンス及びブラシ等）、購入に要した交通費及び郵送費等は助成の対象外とする。

3 医療保険各法によって医療給付の対象となるもの及び国又は地方公共団体が別途給付対象としているものは助成の対象外とする。

### (助成の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高槻市がん患者のためのアピアランスケア助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) がん治療による脱毛や乳房の変化であることが証明できる書類（がん治療に係る説

明書や診断書、治療方針計画書など、医療機関が発行した書類の写しで発行医療機関の名称又は医師の氏名、治療を受けたものの氏名を確認できるもの)

- (2) 領収書原本(宛名(申請者または助成対象者の氏名)、購入日、購入金額、購入品目、領収書発行者の名称及び助成対象となる用具であることがわかる記載があるもの)
- (3) 申請者が代理人の場合、代理人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証(両面)、健康保険証(両面)、住民票の写しなど)
- (4) 振込先口座が確認できる書類(通帳やキャッシュカードの写しなど、口座名義人、銀行名、支店名、口座番号がわかるもの)。ただし、口座名義人は申請者または助成対象者とする。
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、申請にかかる手続きを民法(明治29年法律第89号)第643条に基づき委任することができる。
- 3 第1項の規定による申請は、購入した翌日から起算して1年以内に市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による助成金の交付の申請があったときは、次に掲げる事項を審査し、当該申請があった日から30日以内に助成金の交付の可否を決定するものとする。

- (1) 法令、条例及び規則並びにこの要綱に違反していないこと。
- (2) 申請の目的及び内容が適正であること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

- 2 市長は、助成金の交付を決定したときは、高槻市がん患者のためのアピアランスケア助成金交付決定通知書(様式第2号)により、速やかに申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、助成金を交付しない旨の決定をしたときは、高槻市がん患者のためのアピアランスケア助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、速やかに申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、助成金の交付を決定するに当たり、次に掲げる条件を付するものとする。
  - (1) 市長が助成金の交付の目的を達成するため、申請者に対して報告を求め、又は市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは質問させる必要があると認めるときは、これらに協力すること。
  - (2) 法令、条例及び規則並びにこの要綱に違反していないこと。
  - (3) その他市長が必要と認める条件
- 5 市長は、予算の範囲内で交付決定をするものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、前条第2項の規定による通知を受けた場合において、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に限り、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の取下げは、高槻市がん患者のためのアピアランスケア助成金交付申請取下書(様式第4号)を市長に提出することにより行わなければならない。
- 3 第1項の取下げがあった場合は、当該取下げに係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(助成金の交付)

第8条 市長は、第6条第2項の通知をした日から30日以内に申請者に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の返還を命ずることができる。

- (1) 対象者の要件に該当しないことが明らかになったとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (3) この要綱又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取消しを行ったときは、その旨を高槻市がん患者のためのアピアランスケア助成金交付決定取消通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による返還の命令(以下「返還命令」という。)は、高槻市がん患者アピアランスケア助成金交付返還命令書(様式第6号)により行うものとする。

(加算金及び延滞金)

第10条 申請者は、第9条第1項の規定による取消しにより、助成金の返還を求められたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を求められた助成金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた助成金の額に充てられたものとする。

3 申請者は、第1項に定める場合を除き、助成金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)につき、年7.3パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

4 市長は、申請者が第1項又は前項の規定により助成金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の補助金の一時停止等)

第11条 市長は、申請者が助成金の返還を求められ、当該助成金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、申請者に対して交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該交付すべき補助金の額と未納付額とを相殺することができる。

(譲渡等の禁止)

第12条 申請者は、助成金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(理由の提示)

第13条 市長は、第9条第1項の規定による交付決定の取消し、返還命令その他のこの要綱に基づく指示をするときは、対象者に対し、その理由を示すものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、健康福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

区分	助成対象となる用具	助成金の上限額
ウィッグ等	がん治療に伴う脱毛に対応するために装着するウィッグ（装着時に皮膚を保護するネットを含む）又は毛付き帽子	30,000円
胸部補整具	外科的治療等による乳房の形の変化に対応するための補整下着（下着とともに使用するパッドを含む）又は人工乳房・人工乳頭（肌に直接接着して使用するもので、乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く）。	左用・右用 各30,000円